

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和4年6月30日	
鳥取県知事 平井伸治 様	
提出者	
住 所 鳥取県米子市皆生新田 1-8-1	
氏 名 独立行政法人労働者健康安全機構	
山陰労災病院長 豊島 良太	
電話番号 0859-33-8181	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	労働者健康安全機構山陰労災病院
事業場の所在地	鳥取県米子市皆生新田 1-8-1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	医療業
2 事業の規模	377床
3 従業員数	679人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】 病院→中間処理業者へ委託→埋め立て 【引火性廃棄物】 病院→中間処理業者へ委託→埋め立て

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度（令和3年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
排出量	409.32 t	0.96 t

（これまでに実施した取組）
特別管理産業廃棄物とそれ以外の廃棄物との分別

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
排出量	409.00 t	0.90 t

（今後実施する予定の取組）
医療安全の推進により、物品のディスプレイ化が進み感染性廃棄物は増加傾向にある。しかしながら、分別の徹底を行うことで特別管理産業廃棄物の余分な排出が無いよう引き続き努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物、引火性廃棄油（キシレン、アルコール）、針、チューブ等容器を変えて分別を実施
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行実施している取り組みを継続し、引き続き確実に分別を行う。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ ー 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ ー 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	自ら中間処理により減量し た特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t

		(これまでに実施した取組)	
	②計画	【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	—
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t
		(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（ ー 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら埋立処 分を行 つ た 特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら埋立処 分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1	現 状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
		全処理委託 量	409.32 t	0.96 t
		優良認定処理業者への 処理委託 量	409.32 t	0.96 t
		再生利用業者への 処理委託 量	409.32 t	0.96 t
		認定熱回収業者への処理委託 量	－ t	－ t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 量	－ t	－ t
		(これまでに実施した取組)		
		中間処理から最終処分まで、確実に処理がなされているか確認するため、実際に処分場に行き現場確認を行うようにしている。 しかし、一昨年に引き続き昨年は新型コロナウイルス感染症の関係で現場確認が行えなかったが、引き続き実施することとしている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	全処理委託 量	409.00 t	0.90 t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	409.00 t	0.90 t
	再生利用業者への 処理委託 量	409.00 t	0.90 t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託 量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理場及び最終処分場の実地検査の継続実施。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	410.28 t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和２年４月１日より電子マニフェストを使用。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

責任者及び管理組織図

